

—— 特集1 ——

刑事政策の今後——令和4年改正刑法の施行を見据えて

拘禁刑の施行に伴う諸課題

慶應義塾大学教授
太田達也 Tatsuya Ota

I はじめに

2022年の刑法等の一部改正（以下、本改正といい、改正された各法律を改正～という。）により拘禁刑が導入されるとともに、拘禁刑に関連した執行猶予や矯正・保護の制度改正が行われた。既に一部の制度は2023年12月1日に施行され、拘禁刑の創設に関わる制度についても2025年6月1日から施行される予定である。本改正の背景や趣旨については既に幾つかの文献で紹介がなされているから¹、本稿では拘禁刑の施行に伴う諸制度の課題について若干の愚見を申し述べることにしたい。

II 拘禁刑と刑罰理論

1 個別予防としての損害回復

改正刑法では、拘禁刑の作業や指導は、改善更生を図るため必要な場合に行うことができるとされている（改正刑法12条3項）。懲役・禁錮の執行において、作業のみならず、改善指導と教科指導を含めた矯正処遇を義務付けることができることは改正前の刑事収容施設法において既に規定され（同法74条2項9号、84条1項、92条、103条、104条）、その目的が受刑者の改善更生、即ち個別予防にあることも規定されていたが（同法30条、103条、104条）²、刑罰の実体法たる刑法において拘禁刑の目的が個別予防にもあることが明確に規定されたことは意義深い³。

1 栗木傑＝中野浩一「刑法等の一部を改正する法律の概要について」警察学論集76巻1号（2023年）2頁以下等、特に拘禁刑関係の改正については、法務省矯正局参事官・総務課法規係編「逐条説明 刑法等の一部を改正する法律【矯正局所管法令】」（公益財団法人矯正協会、2023年）がある。

2 さらに、更生保護法（同法1条、3条、49条等）においても、保護観察の目的が個別予防にあることを示す規定が置かれている。

3 本稿では、特別予防ではなく、個別予防の用語を用いる。刑罰理論上の拘禁刑の意味については、井田良「拘禁刑創設と刑罰理論をめぐって」ノモス53号（2023年）19頁以下、小池信太郎「刑罰の定義——拘禁刑の解釈を中心に」法律時報95巻3号（2023年）23頁以下等がある。なお、拘禁刑の作業や指導は刑に含まれず、それとは別の「処遇」を構成するものとする見解がある。小西暁和「拘禁刑の導入と今後の矯正処遇の在り方」矯正研究7号（2024年）24-26頁。しかし、このように考えると、刑の内容は拘禁だけになるから、刑罰の本質には個別予防は含まれず、応報だけということになるのであろうか。作業や指導は、刑の執行過程において行われ、その義務付けは、刑としての拘禁が前提となつてこそ可能になるものであるから、たとえそれが行政によって強制されるとしても、作業や指導の強制力の源泉として刑の存在は無視できないのではないか。私見によれば、刑罰の本質は応報と予防であり、拘禁刑の指導（処遇）は刑罰の予防に属する意味で刑の内容であり、立法の段階では応報と一般予防、裁判では応報と個別予防（と積極的一般予防）、刑の執行段階では個別予防が主に妥当する。